菌類きのこ遺伝資源寄託同意書

　寄託者は、TUFC菌株寄託シートに記載した菌株（以下「寄託菌株」という。）を鳥取大学農学部附属菌類きのこ遺伝資源研究センター（以下「センター」という。）に寄託するにあたり、以下の全ての事項について同意するものとする。

１．寄託者は、寄託菌株を無償でセンターに寄託し、寄託した菌株及びそれをセンターで増殖した培養物や派生物（以下「寄託菌株等」という。）の所有権がセンターに帰属することを承諾する。

２．寄託者は、寄託菌株をセンターに寄託する権限を有することを確認し、寄託菌株の由来、性状、取扱い上の規制等の正確な情報をTUFC菌株寄託シートに記載してセンターに提出する。

３．センターは、寄託菌株を増殖させ、品質を確認した後に、菌株情報とともに一般に公開し、有償又は無償で第三者に分譲することができる。

４．寄託者は、センターへの菌株の寄託及びセンターによる寄託菌株等の第三者への分譲に関して、国内法、国際条約、ガイドライン等（以下「関係法令等」という。）を遵守し、該当する関係法令等の内容をセンターに知らせるとともに、当該関係法令等に従って寄託の手続を行う。

５．寄託者は、寄託菌株等に含まれる一切の知的財産権をセンターに対して行使しないこと並びにセンター及びセンターから分譲を受けた第三者が、その寄託菌株等に係る独自の発明等に基づく産業財産権に関する出願を自由にできることを承諾する。

６．寄託者は、センターが寄託菌株の適切な維持管理に努めたにもかかわらず、寄託菌株が死滅又は変質した場合において、センターに対しその責任を一切追及しないこととする。

７．センターは、寄託菌株の維持管理の過程で、寄託菌株が汚染、変質等によって遺伝資源としての価値を失ったと判断された場合又はその寄託菌株を保有することが関係法令等に違反することが判明した場合には、当該寄託菌株等について廃棄その他の処分をすることができる。

８．寄託者は、本同意書に定めのない事項及び本同意書の解釈や履行について疑義が生じた場合は、センターと誠実に協議し、円満に解決を図る。

９．本同意書は、日本法に準拠する。

１０．寄託者は、本同意書に関する一切の紛争事項につき鳥取地方裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

寄託者は、上記の内容に合意のうえ、TUFC菌株寄託シートの寄託者署名欄に署名し、菌株とともにセンターに提出する。